

# 平成23年度税制改正（税負担軽減措置等）見直し事項

（ 廃止 縮減 ）

No	3	府省庁名 総務省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 その他( )	
見直し項目名	地域ICTサービスを提供するために必要な電気通信設備に係る課税標準の特例措置の廃止	
見直し内容(概要)	地域ICTサービスを提供するために必要な電気通信設備に係る課税標準の特例措置については、適用期限の延長を要望しない。	
関係条文	地方税法附則第15条第44項、地方税法施行規則附則第6条第73項	
増収見込額	(平年度) 0.2 (単位: 百万円)	
廃止又は縮減の理由	<p>本税制は、地方自治体の安全・低廉なICT利活用を促進するため、総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じて、地方自治体にSaaSを提供する事業者を対象に、当該事業者がLGWANへの接続のために取得した装置に対して、固定資産税の減免を行うものである。</p> <p>本措置の適用件数は、制度創設の平成21年3月から平成22年7月までの間で3件にとどまり、その減税額は合計18万8千円にとどまること等を踏まえ、本措置の延長要望は行わず、適用期限である平成23年3月31日をもって本措置を廃止することとする。</p>	
ページ	3—1	